

協議第76号

平成16年 月 日確認

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成16年 月 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	調整の内容(案)	1 新市に1つの農業委員会を置くものとする。 2 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による選挙による委員の定数については、40人とする。 ただし、合併した日から1年間については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、在任する者の数を80人と定め、互選により引き続き在任する者を定めるものとする。 3 選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、できるだけ早い時期に調整を行う。
関係項目			

先進地事例

【静岡市】平成15年4月1日合併

新市に1つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

【いなべ市】平成15年12月1日合併

新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

【松阪地方合併協議会】(松阪市)平成17年1月1日合併予定

- (1) 新市に1つの農業委員会を置く。
- (2) 選挙による委員の定数は40人とする。
- (3) 5市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し80人を互選により選出し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (4) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、合併時まで調整する。

【伊賀地区市町村合併協議会】(伊賀市)平成16年11月1日合併予定

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、6市町村の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、6市町村の選挙による委員であった者から80人以内を選出し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
- (2) 平成17年7月20日以降の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定に基づき選挙区を設け、同法律第7条の規定により40人とする。

【栗原地域合併協議会】(宮城県)平成17年3月14日合併予定

10市町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項を適用し、新市の農業委員会として存続する。その後1つの委員会を置き、選挙による委員定数は40人以内とする。
なお、選挙による委員定数及び選挙区設置については、附属機関に付託し、協議会で決定する。

- (1) 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員定数については40人とする。
- (2) 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鶯沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。

関係法令

○市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がある定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 略

2～4 略

○農業委員会等に関する法律

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2～5 略

(部会の設置及び構成)

第19条 農業委員会に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、農地部会を置く。

2 農地部会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

(1) 選挙による委員が互選した者10人から15人

(2) 第12条第1号の委員が互選した者

(3) 第12条第2号の委員が互選した者

3 農業委員会に第6条第2項第3号(基本的な方針の決定を除く。)から第6号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務(行政庁の諮問に対する答申を除く。)を処理するため、1又は2以上の部会を置くことができる。

4 前項に規定する部会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

(1) 選挙による委員が互選した者

(2) 第12条第1号の委員が互選した者

(3) 第12条第2号の委員が互選した者

5 略

6 第2項各号及び第4項各号の委員の定数は、条例で定める。この場合において、第2項第2号及び第3号の委員の定数の合計及び第4項第2号及び第3号の委員の定数の合計は、それぞれ第2項第1号の委員の定数又は第4項第1号の委員の定数の3分の1をこえないようにしなければならない。

7～10 略

津地区合併市町村 農業委員会の状況

	市町村 面積 (ha)	経営耕地 面積 (ha)	総農家数 (戸)	選挙人名簿 登載状況		委員定数 (人)				選挙 区数	投票 区数	部会 の数	改選年月日 (合併以降)	関 係 農 協	備 考
				世帯数	人数	選挙に よる者	議会 推薦	農協 推薦	計						
津 市	10,186	2,117	2,523	2,592	6,465	30	5	1	36	5	16	2	H17.7.19	津安芸	
久居市	6,820	1,090	1,452	1,478	3,528	22	5	1	28	1	16	2	H17.7.21	三重中央	
河芸町	1,879	427	597	875	1,473	16	3	1	20	1	8	—	H18.7.31	津安芸	
芸濃町	6,457	638	857	1,099	2,022	16	2	1	19	1	5	—	H17.7.19	津安芸	
美里村	5,031	342	589	609	1,532	10	1	1	12	1	3	—	H18.9.1	津安芸	
安濃町	3,693	928	944	1,034	2,284	15	3	1	19	1	4	—	H19.1.14	津安芸	
香良洲町	390	73	162	158	330	10	1	1	12	1	1	—	H17.7.19	一志東部	
一志町	4,766	661	947	824	1,868	16	4	1	21	1	4	—	H17.7.19	三重中央	
白山町	11,186	765	1,423	1,700	2,008	16	3	1	20	1	10	—	H17.7.19	三重中央	
美杉村	20,670	357	1,003	1,261	2,249	16	2	1	19	1	7	—	H17.7.19	三重中央	
計	71,078	7,398	10,497	11,630	23,759	167	29	10	206	14	74				3

H12農業センサス H15年1月1日現在

新市の農業委員会の定数及び任期の選択

区分		選挙委員			選任委員	備考	根拠法令
		選出方法等	定数	任期			
1	新市に1つの委員会を置く場合	原則1	新たに選挙する (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (10人～40人)	3年	団体推薦： 農業協同組合及び 農業共済組合が 組合ごとに推薦した 理事 各1人 学識経験者： 5人以内	農委法第3条第1項、第7条第1項、 第15条1項 農委法令第2条の2
		特例1	存続 ただし、右記の定数を 超えるときは選挙委員 全員で互選する。	協議により80を超えず 10を下らない数	合併後1年を 超えない範囲で 協議で定める 期間		農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1・2項
2	新市に、従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例2	従前の市町村の委員会は、それぞれ新市の委員会となって存続し、委員会もそのまま在任する。	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新市に委員となって存続する。	農委法第34条第1項
3	新市に、従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合	原則2	各委員会ごとに新たに選挙する (合併の日から50日以内)	各委員会ごとに条例で定める数 (10～40人)	3年	団体推薦： 農業協同組合及び 農業共済組合が 組合ごとに推薦した 理事 各1人 学識経験者： 5人以内	新市の区域面積が 24,000haまたは、 農地面積が7,000ha を超えることが必要 農委法第3条第2項、第7条第1項、 第15条1項 農委法令第1条の3、第2条の2
		特例3	存続 ただし、右記の定数を 超えるときは選挙委員 全員で互選する。	協議により80を超えず 10を下らない数	合併後1年を 超えない範囲で 協議で定める 期間		